

香川県医学生修学資金

貸付制度のしおり

～香川県キャリア形成プログラム～

「元気の出る香川、安心できる香川、

夢と希望あふれる香川を目指して」

かがやくけん、かがわけん。

香川県

香川県健康福祉部医療政策課

2026年4月1日

【目次】

1	はじめに	1
2	制度の概要	2
3	香川県キャリア形成プログラム	
	・義務年限期間の勤務(配置)等について	8
	・推奨診療科別ローテーション(モデル)について	10
	・Q&A	14
4	各種届出(提出書類)等について	23
5	参考資料	
	・香川県医学生修学資金貸付条例	26
	・香川県医学生修学資金貸付条例施行規則	29
	・香川県医学生修学資金貸付制度の運用指針	47

1 はじめに

香川県修学資金貸付制度は、将来、香川県内の医療機関等の医師として勤務し、本県の地域医療を支えていこうとする意欲に富んだ医学生に対して、その修学等に必要な資金(以下「修学資金」という。)を香川県が貸付ける制度で、地域医療を担う人材を育成しようとする制度です。

大学の医学部に入学後、修学資金の貸付けを受け、医学部を卒業して2年以内に医師免許を取得し、地域医療を担う医師(以下、「地域枠医師」という。)として修学資金の貸付期間の1.5倍に相当する期間(以下「義務年限期間」という。)を県内の指定医療機関等で勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。

義務年限期間中は、県が医師の地域偏在・診療科偏在の解消も見据えて派遣調整する地域枠医師のキャリア形成に基づく能力の開発・向上を図り、本県の地域医療を支える担い手として定着し活躍できるよう、「香川県キャリア形成プログラム」を基本方針とし、香川大学・指定医療機関等と連携して支援を行っていきます。

【しおりの改正について】(2019年4月1日)

- 「医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)」の一部施行(平成30年7月25日)に伴い、都道府県が地域医療支援事務としてキャリア形成プログラムを策定することが新たに規定されました。
- これに伴い、「キャリア形成プログラム運用指針について(平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知)」において、主に以下の内容等が盛り込まれました。
 - ・ 対象医師の希望に対応したものとなるよう努めること。
 - ・ コースの設定に当たっては、平成30年度より開始された専門医の研修プログラムと整合的なものとなるよう留意すること。
 - ・ 義務年限期間のうち、医師が不足している地域等における医師の確保を十分に図るための必要な期間設定を行うこと。
 - ・ 就業先の設定に当たっては、医師が不足している地域の医師の確保と対象医師の能力の開発・向上の両立というキャリア形成プログラムの目的が達成されるよう留意すること。
- 香川県としては、これまでの「香川県医学生修学資金制度の運用指針」に基づく運用ルールを基本としつつ、上記運用指針(国通知)に定められた内容も踏まえ、医師不足地域等の医師確保と対象医師の能力の開発・向上の両立の観点をより明確化した運用ルールを、今般、「香川県キャリア形成プログラム」として策定し、その内容を盛り込んだ、新たな「香川県医学生修学資金貸付制度のしおり」を作成しました。

(2025年4月1日)

○ 地域枠医師数の増加への対応（指定医療機関の追加）、新専門医制度との両立（自己研鑽による中断）、仕事と子育てとの両立など多様な働き方への対応（義務年限の取扱い）、推奨診療科のうち重点配置病院での勤務が困難な診療科への対応（外科、救急科、産婦人科）について、新たに規定しました。

- ・ 指定医療機関に2病院を追加
- ・ 自己研鑽による中断の柔軟な運用
- ・ 育児短時間勤務等をした際の義務年限への算入方法の明示
- ・ 外科、救急科、産婦人科における重点配置病院への配置

2 制度の概要

(1) 修学資金の貸付資格者

将来、香川県内の医療機関で一定期間、医師の業務に従事する意志のある次の方に貸付を行います。

① 香川大学医学部医学科推薦入試「地域枠(学校推薦)」 (旧「県民医療推進枠」)の入学者	6名
② 香川大学医学部医学科一般入試「地域枠(一般)」 (旧「地域医療推進枠」)の入学者	9名
③ 公募(①、②において欠員が生じた場合)等による選考合格者	—

※2022年度入学者選抜より、「県民医療推進枠」が「地域枠(学校推薦)」に、「地域医療推進枠」が「地域枠(一般)」に名称が変更されました。

(2) 貸付額

月額12万円

(3) 貸付期間及び貸付方法

- ① 貸付期間は、貸付を決めた年の4月から大学を卒業する月までの正規の修学期間です。(原則、途中で辞退することはできません。)
- ② 貸付方法は、原則3ヶ月分を一括してその最初の月に、口座振込みにより貸し付けます。

<大学在学中の貸付期間の考え方(例)>



※1 留年等により、在学期間が延びた場合は、正規の修学期間の月数分の貸付けが行われた時点で、貸付けは終了します。

※2 大学卒業後、2年以内に医師免許を取得する必要があります。
(医師国家試験の受験資格は3回まで。)

(4) 貸付契約の解除

修学資金の貸付けを受けている医学生(以下、「修学生」という。)が次の事項のいずれかに該当することになった場合は、修学資金貸付の契約を解除します。この場合、修学資金の返還が必要となります。

- ① 退学したとき。
- ② 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ③ ①、②以外に、修学資金を貸し付けることが適当でないと認められるとき。

(5) 貸付けの休止

修学生が休学・停学の処分を受けたときは、休学・停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行いません。この場合、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金がある時は、その修学資金は、修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなします。

(6) 修学資金の返還免除

修学資金の貸付けを受けた医師(以下、「本制度対象医師」という。)が、以下のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務が全部又は一部免除されます。

① 義務年限期間の満了による場合【全部免除】

医師の免許取得後直ちに初期臨床研修(以下、「臨床研修」という。)を開始し、これを修了した後、引き続き、9年を限度とする義務年限期間、知事が貸付者ごとに指定する医療機関等において業務に従事したとき。

臨床研修の取扱いについて

- ・平成29年度以前に貸付けを受けた方
県内の医療機関で臨床研修を受けた場合には、その期間を義務年限期間から除きます。県外の医療機関で臨床研修を受けた場合には、義務年限期間からの除算はありません。
- ・平成30年度以降に貸付けを受けた方
県内の医療機関での臨床研修に限って受けることができますので、その期間を義務年限期間から除きます。

<義務年限期間の考え方>

貸付開始	貸付期間	義務年限 期 間	平成 29 年度以前に貸付けを受けた方		平成 30 年度以 降に貸付けを受 けた方（*）
			県外の医療機関で 臨床研修（2年間） を受けた場合	県内の医療機関で臨 床研修（2年間）を 受けた場合（*）	
1年生	6年間	9年間	9年間	（7年間）	（7年間）
2年生	5年間	8年間	8年間	（6年間）	（6年間）
3年生	4年間	6年間	6年間	（4年間）	（4年間）
4年生	3年間	5年間	5年間	（3年間）	（3年間）

（*）県内の医療機関での臨床研修期間（2年）を除いた残りの義務年限期間

②業務の継続が困難であると認められる場合【全部免除】

県内の指定医療機関等において、医師の業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

③返還が免除される事由の発生による場合【全部又は一部免除】

前項に規定する場合を除き、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったとき。

(7) 修学資金の返還について

修学生及び本制度対象医師が次のいずれかに該当することになったときは、貸付けを受けた修学資金の全額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年 10% の割合で計算した額との合計額を知事が指定する日までに一括返還しなければなりません。

ただし、修学資金の貸付けを受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由のある場合は、その理由が継続する間は返還を猶予します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 正当な理由がなく、大学卒業後2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- (4) 正当な理由がなく、医師免許取得後直ちに臨床研修を開始しないとき、又は臨床研修を中止したとき。
- (5) 臨床研修修了後、引き続き、義務年限期間、貸付者ごとに指定する医療機関等で勤務しなかったとき。
- (6) その他、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。

※今後、国の医師育成に係る制度等の変更に応じて、医学生修学資金の貸付制度に関する取扱いを変更する場合があります。

3 香川県キャリア形成プログラムについて

香川県では、地域枠医師として地域医療に従事する医師のキャリア形成上の不安解消や医師の地域偏在・診療科偏在の解消を目的として、地域枠医師の配置ローテーション等を定めたプログラムを策定しています。

1. 義務年限期間の勤務(配置)等について

(1)対象者について

- ① 2019年度以降の香川大学医学部「地域枠(学校推薦)」(旧「県民医療推進枠」)及び「地域枠(一般)」(旧「地域医療推進枠」)(以下「地域枠」という。)入学者。
- ② ①以前に地域枠で入学した、2018年度以降の臨床研修開始者。
(本プログラムの適用受けることについて、同意をいただきます。)
- ③ 公募等により修学資金の貸付けを受けた、2018年度以降の臨床研修開始者。
(本プログラムの適用受けることについて、同意をいただきます。)

(2)専門診療科の選択について

香川県医学生修学資金貸付制度の運用指針(平成22年1月27日施行、平成31年4月1日改正)に基づき、次のとおりとします。☞ P47. 48「運用指針」

- ① 本制度対象医師の専門診療科の選択については、地域医療の確保に資するため、継続的に医師の養成が必要または県内で不足感が強い次の6診療科(推奨診療科)を選択する場合は特に制限はありません。
内科、外科、救急科、産婦人科、小児科、総合医
- ② 本制度対象医師が、①に掲げる診療科以外の診療科を選択する場合は、原則として、卒後臨床研修1年目修了までに(遅くとも2年目の夏頃までに)県との協議が必要です。

(3)勤務先について

香川県医学生修学資金貸付条例第2条に規定する「指定医療機関等」は、次のとおりです。

【大川圏域】	県立白鳥病院、さぬき市民病院
【小豆圏域】	小豆島中央病院
【高松圏域】	高松医療センター、県立中央病院、かがわ総合リハビリテーション病院、高松市立みんなの病院、高松市立しおのえ診療所、高松赤十字病院、香川県済生会病院、屋島総合病院、りつりん病院、香川大学医学部附属病院、KKR 高松病院
【中讃圏域】	県立丸亀病院、香川労災病院、坂出市立病院、四国こどもとおとなの医療センター、陶病院、滝宮総合病院、総合病院回生病院
【三豊圏域】	西香川病院、みとよ市民病院、三豊総合病院
【その他】	香川県(本庁・保健所)

指定医療機関等一覧

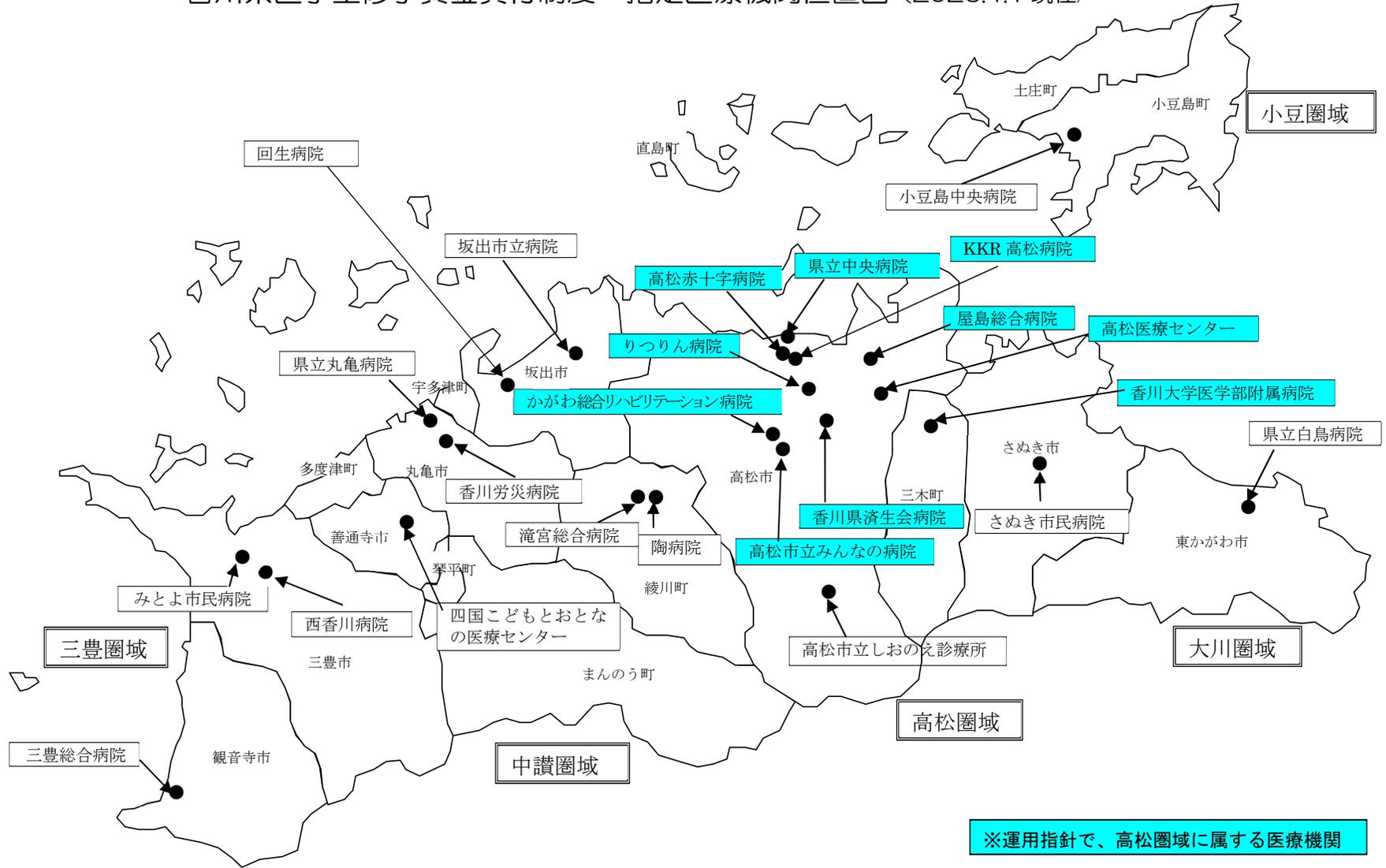
病院群	病院名	大学病院・3次救急病院	医師不足地域(*)	病床数100床未満	
1群病院群 (高松圏域)	1 香川大学医学部附属病院	○			
	2 香川県立中央病院	○			
	3 高松赤十字病院				
	4 高松市立みんなの病院				
	5 屋島総合病院				
	6 りつりん病院				
	7 高松医療センター				
	8 香川県済生会病院				
	9 かがわ総合リハビリテーション病院				
	10 KKR高松病院				
2群病院群	(中讃圏域)	11 四国こどもとおとなの医療センター	○		
		12 三豊総合病院(※2)	○	三豊	
		13 香川労災病院			
		14 坂出市立病院			
		15 滝宮総合病院			
		16 香川県立丸亀病院			
		17 総合病院回生病院			
	重点配置病院群	18 小豆島中央病院		小豆	
		19 さぬき市民病院		大川	
		20 香川県立白鳥病院		大川	
		21 三豊市立みとよ市民病院		三豊	
		22 三豊市立西香川病院		三豊	
		23 高松市立しおのえ診療所(※1)		(高松)	○
		24 陶病院		(中讃)	○
その他	※ 県庁(本庁又は保健所)				

(*) 人口10万人当たりの医師数が全国平均を下回る地域

- 1群病院群は、指定医療機関等のうち、高松圏域(※1 高松市立しおのえ診療所を除く。)に属する病院で構成します。
- 2群病院群は、指定医療機関等のうち1群病院群以外の病院(大川圏域、小豆圏域、中讃圏域、三豊圏域等の病院)で構成します。
- 重点配置病院群は、2群病院群のうち、医師不足地域(*) (大川・小豆・三豊圏域) に属する病院 (※2 3次救急病院である三豊総合病院を除く。) 及び病床数が100床未満の病院で構成します。
- 「※県庁(本庁又は保健所)」は、本制度対象医師が配置を希望した場合に限り配置します。

今後の指定医療機関並びに本制度対象医師の状況等を踏まえ、必要に応じて指定医療機関の追加や病院群の変更を行うこともあります。

香川県医学生修学資金貸付制度 指定医療機関位置図 (2026.4.1 現在)



(4) 在学中から配置先決定まで ～ 基本的な流れ ～

【① 臨床研修病院の決定】

○ 臨床研修病院の希望をお聞きます。

・研修病院の選択は、県内を推奨します。県内での研修の場合には、義務年限期間から2年除算します。

(平成30年度以後に貸付けを受けた方は、県内の研修病院に限ります。)

○ 臨床研修開始!!

【② 専門診療科・専門研修プログラムの選択】

○ 専門診療科の希望についてお聞きます。

・内科・外科・救急科・産婦人科・小児科・総合医以外の場合は県との協議が必要です。

○ 専門研修プログラムの希望についてお聞きます。

・原則として、香川大学医学部附属病院の専門研修プログラムに参加していただきます。

○ 調整・決定

【③ 勤務先の決定】

○ 対象者本人の希望をお聞きます。

香川大学医学部附属病院との協議
(対象者が同病院の診療科医局所属の場合)



○ 県内指定医療機関において、医師の業務に従事

☆上記過程を原則として、知事が調整・配置を行います。

※地域医療対策協議会とは ⇒ 医師確保に関する重要な事項を協議、議決する組織

【時期】

医学部6学年
・ 随時

初期臨床研修1年目
・ 1年目修了まで。
・ 遅くとも2年目夏頃まで

初期臨床研修2年目以降
・ 随時(意見聴取・調整)

【特記事項】

- 義務年限期間において、高松圏域の医療機関(高松市立しおのえ診療所を除く。)以外の県内医療機関(2群病院群の病院)に勤務(研修及び研究を含む。)する期間が2分の1以上となるよう調整します。
- 決定された勤務先が、自らが当初に希望した勤務先と異なる場合であっても、決定のあった勤務先において勤務していただきますが、この場合の当該勤務先での従事期間は原則として2年とし、次の勤務先の決定に当たっては、本人の希望を尊重します。
- 本制度対象医師が義務年限期間内に香川大学に限り、大学院(医学系研究科博士課程(社会人特別選抜枠))に入学すること、また、同大学医学部附属病院の診療科医局に所属することは、差し支えありません。(P15・16 Q2-6、Q2-10を参照)

(5) 義務年限期間中の基本ローテーション

○専門研修期間が3年以下の場合の基本ローテーション

(香川大学では、内科、外科、救急科、小児科、産婦人科、総合診療、精神科、放射線科、病理が該当)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
臨床研修期間		専門研修期間			地域医療従事期間(※2)				
臨床研修		専門研修プログラム履修(※1)			指定医療機関勤務		指定医療機関勤務		
		2群病院で2分の1以上勤務する							
		重点配置病院で2年以上勤務する(※4)							

○専門研修期間が4年以上の場合の基本ローテーション

(香川大学では、整形外科、麻酔科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、形成外科、泌尿器科、脳神経外科が該当)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
臨床研修期間		専門研修期間				地域医療従事期間(※2)			
臨床研修		専門研修プログラム履修(※1)				指定医療機関勤務(※2)			
		2群病院で2分の1以上勤務する							
		重点配置病院で2年以上勤務する(※4)							

※1 専門研修期間は、原則として、香川大学医学部附属病院の専門研修プログラムに参加することとします。プログラム内での指定医療機関以外での研修は、中断期間として取り扱います。(P16 Q2-10を参照)

※2 専門研修修了後の残りの義務年限期間は、地域で求められる医療の状況を踏まえて勤務先を決定する「地域医療従事期間」と設定します。地域医療従事期間は、一つの病院での勤務は原則として2年以内とします。

※3 配置先は、原則、年度単位で1つの医療機関等に勤務することとします。

※4 重点配置病院群での勤務中は、希望があれば週1回程度、大学病院等で研修を行うなど、キャリア形成に支障がないように対応します。

推奨診療科のうち、重点配置病院への配置が困難な診療科(外科、救急科、産婦人科など)については、指定医療機関の受入体制なども総合的に判断して柔軟に対応します。

「外科、救急科、産婦人科における重点に関する柔軟な取扱い」について
外科、救急科、産婦人科については、重点配置病院への配置が2年に満たない場合であっても、指定医療機関の受入体制や専門医・サブスペシャリティ等の取得状況等も考慮した上で義務の満了を認めます。

※ただし、義務年限期間において高松圏域以外の医療機関に勤務する期間を2分の1以上とすることは、上記の場合においても例外は認められません。

(6) その他

- 県は、本制度対象医師の希望を聞き、指定医療機関での勤務とキャリア形成が両立できるよう、対象医師ごとに個別のプログラムを定めます。なお、地域の医療提供体制の安定化・充実のため、個別のプログラムの変更があり得ることについて、プログラム対象者に理解を求めるよう努めます。
- 専門医資格が取得できるよう配慮し、カリキュラム制の適用も検討します。
- 育児、介護、傷病等によっては、本制度対象医師の希望も聞きながら、ワークライフバランスに配慮した配置先を選定します。

2. 推奨診療科別ローテーション（モデル）について

香川大学医学部附属病院の専門研修プログラムにおける、推奨診療科(内科、外科、救急科、産婦人科、小児科、総合医)別ローテーション(モデル)は以下のとおりです。

推奨診療科以外の診療科についても、香川大学医学部附属病院の専門研修プログラムを基本としたローテーションとなります。

ア) 内科（内科専門研修プログラム）

3		4	5	6	7	8	9
専門研修期間				地域医療従事期間			
専門研修プログラム履修				指定医療機関勤務		指定医療機関勤務	
連携・関連施設							
1 群 病 院 群	1	香川大学医学部附属病院		3- (3) の病院等			
	2	香川県立中央病院					
	3	高松赤十字病院					
	5	屋島総合病院					
	6	りつりん病院					
	7	高松医療センター					
	8	香川県済生会病院					
	10	KKR 高松病院					
2 群 病 院 群	11	四国こどもとおとなの医療センター					
	12	三豊総合病院					
	13	香川労災病院					
	14	坂出市立病院					
	15	滝宮総合病院					
	17	総合病院回生病院					
	重点配置病院群	18	小豆島中央病院				
19		さぬき市民病院					
20		香川県立白鳥病院					
21		三豊市立みとよ市民病院					
23		高松市立しおのえ診療所					
				2群病院で2分の1以上勤務する			
				重点配置病院で2年以上勤務する			

イ) 外科 (外科専門研修プログラム)

3		4	5	6	7	8	9
専 門 研 修 期 間				地 域 医 療 従 事 期 間			
専門研修プログラム履修				指定医療機関勤務		指定医療機関勤務	
連携・関連施設							
1 群 病 院 群	1	香川大学医学部附属病院		3- (3) の病院等			
	2	香川県立中央病院					
	3	高松赤十字病院					
	5	屋島総合病院					
	6	りつりん病院					
8	香川県済生会病院						
10	KKR 高松病院						
2 群 病 院 群	11	四国こどもとおとなの医療センター					
	12	三豊総合病院					
	13	香川労災病院					
	14	坂出市立病院					
	15	滝宮総合病院					
	重点配置病院群	19	さぬき市民病院				
		20	香川県立白鳥病院				
2群病院で2分の1以上勤務する							
重点配置病院で2年以上勤務する							

ウ) 救急科 (救急科専門研修プログラム)

3		4	5	6	7	8	9				
専 門 研 修 期 間				地 域 医 療 従 事 期 間							
専門研修プログラム履修				指定医療機関勤務		指定医療機関勤務					
連携・関連施設											
1 群 病 院 群	1	香川大学医学部附属病院		3- (3) の病院等							
	2	香川県立中央病院									
	3	高松赤十字病院									
2 群 病 院 群	12	三豊総合病院									
	13	香川労災病院									
		重点配置病院群	なし								
2群病院で2分の1以上勤務する											
重点配置病院で2年以上勤務する											

エ) 小児科（小児科専門研修プログラム）

3		4		5		6	7	8	9		
専 門 研 修 期 間					地 域 医 療 従 事 期 間						
専 門 研 修 プ ロ グ ラ ム 履 修					指定医療機関勤務		指定医療機関勤務				
連 携 ・ 関 連 施 設											
1 群 病 院 群	1	香川大学医学部附属病院				3- (3) の病院等					
	2	香川県立中央病院									
	3	高松赤十字病院									
	5	屋島総合病院									
	6	りつりん病院									
	8	香川県済生会病院									
	9	かがわ総合リハビリテーション病院									
	2 群 病 院 群	11	四国こどもとおとなの医療センター								
		12	三豊総合病院								
14		坂出市立病院									
重点 配置 病院 群		18	小豆島中央病院								
		19	さぬき市民病院								
	20	香川県立白鳥病院									
2群病院で2分の1以上勤務する											
重点配置病院で2年以上勤務する											

オ) 産婦人科（産婦人科専門研修プログラム）

3		4		5		6	7	8	9	
専 門 研 修 期 間					地 域 医 療 従 事 期 間					
専 門 研 修 プ ロ グ ラ ム 履 修					指定医療機関勤務		指定医療機関勤務			
連 携 ・ 関 連 施 設										
1 群 病 院 群	1	香川大学医学部附属病院				3- (3) の病院等				
	2	香川県立中央病院								
	3	高松赤十字病院								
	5	屋島総合病院								
2 群 病 院 群	4	四国こどもとおとなの医療センター								
	重点 配置 病院 群	18	小豆島中央病院							
		19	さぬき市民病院							
2群病院で2分の1以上勤務する										
重点配置病院で2年以上勤務する										

カ) 総合診療（総合診療専門研修プログラム）

3		4		5		6	7	8	9
専 門 研 修 期 間					地 域 医 療 従 事 期 間				
専門研修プログラム履修					指定医療機関勤務		指定医療機関勤務		
連携・関連施設									
1 群 病 院 群		1 香川大学医学部附属病院 2 香川県立中央病院 3 高松赤十字病院			3- (3) の病院等				
2 群 病 院 群		12 三豊総合病院 14 坂出市立病院							
		重点配置病院群 18 小豆島中央病院 19 さぬき市民病院 21 三豊市立みとよ市民病院 23 高松市立しおのえ診療所							
<u>2群病院で2分の1以上勤務する</u>									
<u>重点配置病院で2年以上勤務する</u>									

3. Q & A

制度の運用について、Q&Aをまとめています。

ここに記載のない内容については、個別に県及び大学にご相談ください。

【1 貸付について】

Q1-1. 貸付申請に必要となる連帯保証人には、要件がありますか。

- A. 連帯保証人は2人必要であり、独立の生計を営んでいるものでなければなりません。ただし、うち1人は、貸付申請者の父又は母を充てることができます。

Q1-2. 他の奨学金制度との併用は可能ですか。

- A. 日本学生支援機構などの就労義務のない奨学金であれば構いません。ただし、平成24年4月1日施行の香川県大学生等奨学金貸付条例の貸付者の対象にはなりません。

Q1-3. 留年するとどうなりますか。

- A. 留年等により、在学期間が延びた場合も、貸付けは継続します。しかし、正規の修学期間の月数分の貸付けが行われた時点で貸付けは終了します。

【2 卒業後（義務年限期間）の運用について】

（1）進路選択について

Q2-1. 医師免許は直ちに取得しなければいけませんか。

- A. 医師免許については、大学を卒業した年度の翌々年度の末日までに取得する必要があります。つまり、医師国家試験は、現行の日程の場合、「卒業年度と翌年度、翌々年度」の3回の受験機会があることとなります。（「国家試験の合格」ではなく、「医師免許取得」で判断します。）取得できなかった場合は、修学資金等の返還となります。

Q2-2. 卒後の臨床研修は、希望する医療機関で受けることが可能ですか。

- A. 平成29年度以前に貸付けを受けた方は、県内の医療機関で臨床研修を受けることを推奨します。県内の医療機関で初期臨床研修を受けた場合は、その期間を義務年限期間から除算することができます。

平成30年度以後に貸付けを受けた方は、県内の基幹型臨床研修病院の中から、希望する医療機関を選択することが可能です。県外の臨床研修病院での研修は認められません。

これは、大学所在都道府県における臨床研修修了者は、臨床研修終了後に当該都道府県に定着する割合が高く、平成29年7月31日付けの厚生労働省医政局長通知において、地域枠の医師について「原則として、大学所在都道府県において医師臨床研修を受けることとするよう、キャリア形成プログラムに位置づけること」とされたことを踏まえたものです。

Q2-3. 専門診療科の選択について、制限がありますか。

- A. 内科、外科、救急科、産婦人科、小児科、総合医については制限がありませんが、それ以外の診療科を選択する場合は、原則として、初期臨床研修1年目修了までに（遅くとも2年目の夏頃までに）県との協議が必要です。希望をお聞きし、十分に検討したいと思います。

Q2-4. 義務年限期間中、新専門医制度における専門研修プログラムへの参加制限はありますか。

- A. 原則として、香川大学医学部附属病院の専門研修プログラムに参加することとなっています。
県外基幹施設の専門研修プログラムへの参加については、認められません。

Q2-5. 義務年限期間中、大学の診療科医局に所属することは可能ですか。

- A. 香川大学医学部附属病院の診療科医局に所属することは可能です。この場合、県は、香川大学医学部附属病院長及び当該医師の所属する診療科長との協議を踏まえて配置を決定します。
なお、香川大学以外の大学の医局への所属については、県が指定する医療機関等での勤務が困難となるおそれがあることから、想定していません。

Q2-6. 義務年限期間中に、大学院に進学することは可能ですか。

- A. 義務年限期間中に、香川大学に限り、大学院（医学系研究科博士課程（社会人特別選抜枠））に入学することについては差し支えありません。
ただし、その期間は義務年限に算入しません。（後述の中断扱いとなります。）

Q2-7. 新専門医制度の仕組みの下での専門研修とは別に、臨床研修修了後、県外・国外留学をしたい場合、義務年限はどのように取り扱われますか。

- A. 留学に参加することは可能ですが、その期間は義務年限期間の中断となります。希望等がある場合は、早めにご相談ください。

(2) 勤務について**Q2-8. 義務年限期間中の勤務先等は具体的に指定されるのですか。**

- A. 指定医療機関等への配置は、知事が決定します。決定にあたっては、対象者の希望をお聞きするとともに、関係者等の意見も参考にしながら総合的に判断し、決定いたします。

Q2-9. 義務年限期間中に、重点配置病院で必ず勤務しなければなりませんか。

- A. 義務年限期間中に2年以上重点配置病院群で勤務するように調整を行いますが、推奨診療科のうち、重点配置病院への配置が困難な外科、救急科、産婦人科については、重点配置病院への配置が2年に満たない場合であっても、指定医療機関の受入体制や専門医・サブスペシャリティ取得状況等も考慮した上で義務の満了を認めます。

また、上記の3診療科以外の診療科において、重点配置病院群にポストが無い場合は、内科など別の診療科での勤務を想定しております。なお、義務年限期間において高松圏域以外の医療機関に勤務する期間を2分の1以上とすることは、いずれの診療科を選択した場合も例外は認められません。

Q2-10. 義務年限期間中の勤務は連続していなければならないですか。

- A. 知事が認めるものに限り、原則として2年まで中断が認められます。

専門医等取得のための修練など自己研鑽を目的とした研修・留学等(県内外、国内外を問わない)により、指定医療機関か否かを問わず、医師としての業務に従事する場合を想定しており、中断する理由や期間については事前に県と協議し、了解を得るものとします。

なお、香川大学大学院(医学系研究科博士課程(社会人特別選抜枠))に入学する場合は、中断期間を4年まで認めます。

Q2-11. 参加している専門研修プログラムにおいて、指定医療機関以外での研修がある場合、どのように取り扱われますか。

- A. その期間は義務年限期間の中断となります。プログラムの内容が決定した時点で、早めにご相談ください。

Q2-12. 産前産後休暇や育児休業、介護休業、病気休職を取得することはできますか。

- A. 産前産後休暇は勤務期間とみなし、義務年限に含まれます。

また、法律に定めのある育児休業期間及び介護休業期間、病気休職等の知事が必要と認める休職期間については、上記の2年までの中断期間とは別に取得することができます。この場合の義務年限への算入については、p18、p19資料①、p20表①のとおり扱います。

Q2-13. 義務年限期間中に育児短時間勤務をした場合、義務年限期間にどのように反映されますか。

- A. 育児短時間勤務を行った場合の在職期間の計算方法についての考え方は次のとおり扱います。☞ P18～20 参照

Q2-14. 義務年限を中断した場合、残りの義務年限期間はどのように計算されますか。

- A. 中断期間は月単位で取得できるものとし、義務年限期間も取得した中断期間と同じ月数だけ延長されます。

Q2-15. 義務年限期間を終えたときはどうなりますか。

- A. 義務年限期間終了後の就業については、制限はありませんが、皆様方には引き続き、香川県の地域医療の支えていただく貴重な人材として、県内でご活躍いただきたいと考えています。

(3) 修学資金の返還等について

Q2-16. 修学資金の貸付けを途中で辞退した場合、どのような取扱いとなりますか。

- A. 相応の理由がある場合、県と香川大学が協議して判断しますが、原則、途中で辞退はできません。辞退の場合には原則、修学資金の返還が必要となり、返還債務の免除はありません。貸付けを受けた修学資金の全額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10%の割合で計算した額との合計額を知事が指定する日までに一括返還しなければなりません。

Q2-17. 初期臨床研修後、義務年限期間に達する前に県が指定する医療機関等以外の医療機関等に就職した場合、指定医療機関等で勤務した年数に応じて、減免措置されますか。

- A. 免除はされません。修学資金においては、所定の期間、指定医療機関で医師として業務に従事していただくことが貸付条件となっているためです。

Q2-18. 返還債務の履行猶予を受ける「心身の故障、災害、その他やむを得ない理由により返還すべき額を返還することが困難であると認められるとき」とはどのようなときですか。

- A. 事例発生に伴い、それぞれの事情等を勘案しながら、適宜相談、検討させていただきます。但し、起因する要因が、疾病の場合は医師の診断書、災害の場合は、市町等の発行する被災証明書等の提出を求めることがあります。

【3 香川県キャリア形成プログラムについて】

Q3-1. プログラムの対象者は誰ですか。

- A. 2019年度以降の香川大学医学部地域枠入学者及びそれ以前に地域枠で入学した、2018年度以降の臨床研修開始者(プログラムの適用を受けることについて同意をいただきます。)は、本プログラムの対象とします。(公募等により修学資金の貸付けを受けた方も同様の取り扱いとします。)

Q3-2. 対象者はプログラムの適用を必ず受けなければなりませんか。

- A. 2019年度以降に入学する方は、香川県キャリア形成プログラムが適用されます。
それ以前に入学した方は、原則として、本人の同意を得て適用されます。

※今後、国の医師育成に係わる制度等の変更に応じて、医学生修学資金の貸付制度に関する取扱いを変更する場合があります。

【Q2-13関係】

育児短時間勤務をしたときの在職期間の計算方法に関する取扱いについて

この取扱いは、香川県医学生修学資金貸付者が、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年12月24日法律第110号）に定める育児短時間勤務をしたときの在職期間の取扱いについて定めるものとする。

1 育児短時間勤務に係る在職期間の認定

(1) 在職期間の計算方法

ア 育児短時間勤務に係る修学資金返還債務を当然免除するための在職期間の計算方法は、育児短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数（38時間45分）」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とする。

イ 前号に基づいて算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

ウ 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月在職したものとみなす。

エ 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該月の属する月は在職期間から控除するものとする。

(2) 育児短時間勤務期間の控除

育児短時間勤務をした期間が通算5年を超えたときは、その越えた月数を修学資金の返還債務を当然免除するための在職期間から控除するものとする。

2 適用

この取扱いは、平成22年1月1日から適用する。

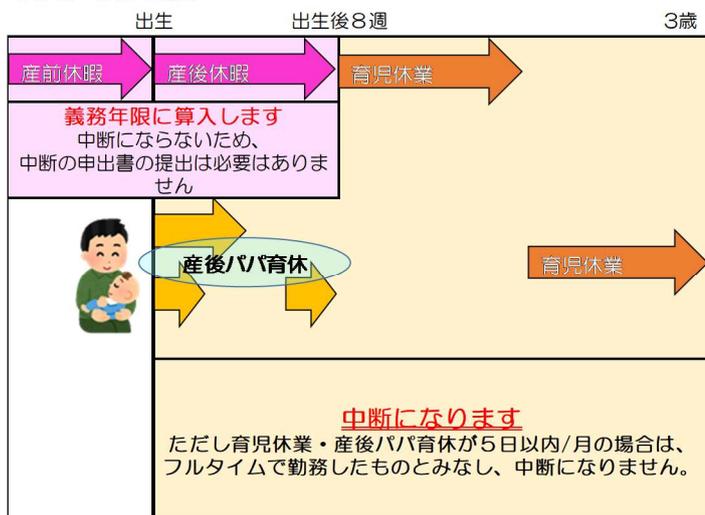
休暇・休業・短時間の勤務を行った場合の義務年限の考え方について



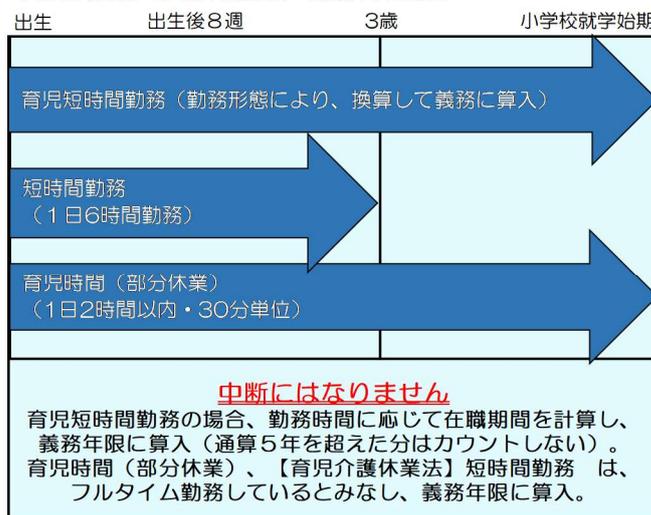
※以下の制度を利用した場合の、義務年限のカウント方法について整理しています。

実際に、どの制度が利用可能かについては、配置先の病院や、雇用の年数や形態によって異なる場合があります
制度を利用したい場合、まず勤務先病院で確認のうえ、県、香大地域医療総合医学講座へ早めにお知らせ下さい

○休暇・休業の場合



○短時間勤務（部分休業含む）を選択した場合



Q 地域枠だと育児休暇の取得や育児短時間勤務をする際に制限がありますか。

A 育児に関する休暇等は、所属病院と相談の上、可能なものは全て取得いただけます。
その場合の義務年限への算入については、表①のとおりとします。
地域枠では、フルタイム勤務（一週間当たりの通常の勤務時間数が38時間45分）の場合に1年とカウントしています。
具体的な事例を以下に示しますので参考にして下さい。
なお、個人によって様々な事情があると思いますが、全てのパターンを示すことはできませんので、
自分の場合はどうなるのかと思った時は、早めに相談してください。

Q 9/13まで産前・産後休暇を取得し、翌日の9/14から12/31まで育児休業を取得した場合の義務年限のカウント方法は。

A 8月まで義務年限に算入します。
9月は育休期間が月5日を超えるため、中断となります。
したがって9月～12月までの4月分、義務年限が後ろ倒しとなります。

Q 9/13まで産前・産後休暇を取得し、翌日の9/14から9/18まで育児休業を取得した場合の義務年限のカウント方法は。

A 育休期間が月5日以内のため、9月はフルタイム勤務したものと義務年限に算入します。

Q 育児休業（4/26～8/4）その後育児短時間勤務（週19時間35分）を8/5～10/27までした場合の義務年限のカウント方法は。

A 5月から7月までを中断扱いとし、10月は1月勤務したものとみなします。
p○参照：育休満了日翌日から育児短時間勤務をする場合、月の途中であれば当該月は在職期間から控除するが、
育休が5日以内の8月は義務に算入するため
8月から短時間勤務を行ったものとして、育児短時間勤務の時間に応じて、義務年限にカウントする期間の換算を行います。
 $3\text{か月} \times \text{週}19\text{時間}35\text{分} / \text{週}38\text{時間}45\text{分} = 1.52\text{か月} \approx 2\text{か月}$ （小数点以下切り上げ）

Q 育児休業（4/26～8/20）その後育児短時間勤務（週19時間35分）を8/21～10/20までした場合の義務年限のカウント方法は。

A 5月から8月までを中断扱いとします。
9月は育児短時間勤務の時間に応じて、義務年限にカウントする期間の換算を行います。
なお10月は、1月在職したものとみなします。
 $1\text{か月} \times \text{週}19\text{時間}35\text{分} / \text{週}38\text{時間}45\text{分} = 0.51\text{か月} \approx 1\text{か月}$ （小数点以下切り上げ）

Q 育児休業を11/26から12/5まで取得した場合の義務年限のカウント方法は。

A 11月・12月ともにフルタイム勤務したものとみなします。

表①

1 育児休業等

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い
育児休業	子を養育するために認められる休業	子が3歳に達するまで	義務年限外 ※取得が5日以内/月の場合、 義務年限内とみなす
産後パパ育休		子の出生後8週間以内に4週間まで	
育児短時間勤務	子を養育するために認められる短時間勤務	子が小学校就学の始期に達するまで	勤務形態に応じて認定
育児時間 (部分休業)	子を養育するために認められる時間 (1日2時間以内・30分単位)	子が小学校就学の始期に達するまで	義務年限内
【育児介護休業法】 短時間勤務	就業しながら子を養育することを容易にする ための時間 (1日6時間勤務)	3歳に満たない子	義務年限内

2 特別休暇(出産関係)

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い
産前休暇	出産予定の職員に与えられる休暇	6週間又は8週間 (多胎の場合は14週間)	義務年限内
産後休暇	出産した職員に与えられる休暇	8週間	義務年限内

3 介護休暇

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い
介護休暇(介護休業)	配偶者、父母、子等を介護する職員に与えられる休業(1日単位)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月以内の期間	義務年限外 ※時間単位での取得は、 義務年限内とみなす

4 病気休暇等

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い
病気休暇(傷病休暇)	負傷又は疾病により勤務できない場合に与えられる休暇	定めによる	義務年限内
休職	負傷又は疾病により病気休暇を取得し、なお療養を要する場合に認められる休業	定めによる	義務年限外

※雇用形態によっては在職期間などの条件があったり、取得期間に違いがある可能性があるため、取得を希望する場合は、必ず早めに所属先病院に確認をして下さい。

4 香川県キャリア形成卒前支援プランについて

香川県では、修学生1人1人が、学生の中に、将来、地域医療に貢献する自らのキャリアを描けるように支援することを目的として、「香川県キャリア形成卒前支援プラン」を策定しています。

支援プランの対象者

- ① 2023年度以降の香川大学医学部「地域枠(学校推薦)」及び「地域枠(一般)」(以下「地域枠」という。)入学者。
- ② ①以前に地域枠(県民医療推進枠及び地域医療推進枠を含む)で入学し、香川大学医学部に在籍する者。
- ③ 公募等により修学資金の貸付けを受け、医学部医学科に在籍する者。

【キャリア形成卒前支援プランとは】

- 「キャリア形成プログラム運用指針（平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知）」が令和3年12月1日付けで一部改正され、都道府県は新たに「キャリア形成卒前支援プラン」を策定することが求められました。
- 同指針において、「キャリア形成卒前支援プラン」は、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援することを目的とした計画として位置づけられています。
- 香川県では、キャリア形成卒前支援プランにおいて、修学生の地域医療等に対する意識（地域医療マインド）の涵養を図るため、「卒前支援プロジェクト」として、①個人面談の実施、②地域医療セミナーの開催、③県との意見交換会の開催、④地域医療実習の実施の4つを設定しています。

香川県卒前支援プロジェクト

【プロジェクト1】 個人面談の実施（相談支援）

修学生を対象に、学業状況や希望進路について把握するとともに、キャリア形成等の相談に関する面談を実施します（年1回以上）。

【プロジェクト2】 地域医療セミナーの開催

修学生を対象に、キャリアイメージを明確にするためのセミナーを開催します。（講師は、先輩地域枠医師や地域医療を実践している医師などを予定しています）

【プロジェクト3】 県との意見交換会の開催

修学生を対象に、キャリア形成プログラムや義務年限期間中の配置に関する説明、質疑応答等を行うための意見交換会を開催します。

さらに、新1年生については、入学後に県との意見交換会を開催し、香川県医学生修学資金貸付制度について理解を深めていただきます。

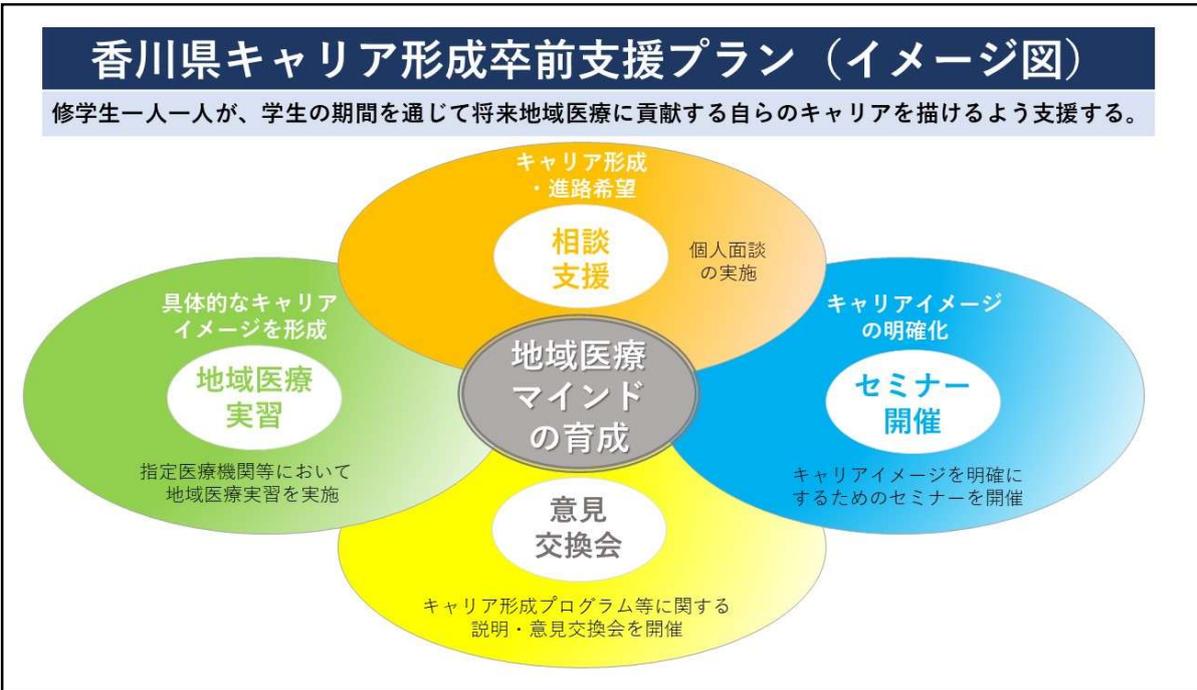
【プロジェクト4】 地域医療実習の実施

(1) 夏期地域医療実習（地域医療スピリット）

夏期休暇の期間を利用して、早期に地域医療に触れ、具体的なイメージを形成するための地域医療実習を実施します。（実習場所：県内指定医療機関等）

(2) 地域医療実習 I・II

香川大学医学部に所属する修学生については、大学のカリキュラムにおいて行われる地域医療実習 I・II への参加を通して、地域医療へのイメージを深めていただきます。



5 各種届出（提出書類）等について【忘れないでください！！】

新たに修学資金の貸付けを受けることになった方、修学生及び本制度対象医師は、次に該当する事項が発生したときには、速やかに、所定の様式及びそれを証する書類等を提出してください。

(1) 貸付けの新規申込みについて

新規に貸付金を申込みの場合は、県が指定する期日までに、次の書類を提出してください。

【提出物】

- 医学生修学資金貸付申込書(第1号様式) ☞ P32
- 大学の在学証明書
- 大学の学長又は、学部長の推薦書(第2号様式) ☞ P33
- 連帯保証人確認書及び印鑑登録証明書(2名分) 他
- 本人の戸籍抄本

(2) 貸付けの更新について(修学生)

修学生は、毎年度貸付けの更新手続きが必要です。更新の手続きの際に併せて個別面談を実施しますので、手続き当日に、次の書類を提出して下さい。

【提出物】

- 医学生修学資金貸付更新書 ☞ P38
- 大学の成績証明書(開封厳禁)

(3) 条例・規則で報告・提出が義務付けられているもの

事 項	提出様式	☞
① 氏名又は住所を変更したとき。	別添様式	P39
② 大学を退学、休学、復学、停学の処分を受けたとき、又は正規の修学期間内に卒業する見込みがなくなったとき。	別添様式	P40
③ 初期臨床研修及び後期臨床研修を開始、中止、休止、再開、若しくは変更したとき、又、初期臨床研修を2年以内に修了する見込みがなくなったとき。	別添様式	P41
④ 修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。	任 意	—
⑤ 修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。	別添様式	P43
⑥ 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が第4条第1項及び第2項に規定する保証人の要件に該当しなくなったとき。	第3号様式	P34
⑦ 医師の免許を取得したとき。	別添様式	P44
⑧ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院に進学し、又は入学したとき。	別添様式	P45
⑨ 義務年限期間に達する前に、指定医療機関等において業務に従事しなくなったとき。	任 意	—
⑩ 医師法第7条第1項から第3項までに規定する処分を受けたとき。	任 意	—
⑪ 修学資金貸与者が死亡したとき。	別添様式	P46
⑫ 貸付期間が満了、又、貸付契約が解除されたとき。(借用書の提出)	第4号様式	P35
⑬ 修学資金の返還債務の免除を受けようとするとき。	第5号様式	P36
⑭ 修学資金の返還債務の履行猶予を受けようとするとき。	第6号様式	P37

6 參考資料

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例

平成19年3月20日
条例第4号

改正 平成31年3月19日条例第6号
香川県医学生修学資金貸付条例をここに公布する。

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、医師の不足する医療機関等において将来医師としての業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者又は業務に従事している者に対し、医学生修学資金（以下「修学資金」という。）又は専門医研修資金（以下「研修資金」という。）（以下「修学資金等」という。）を貸し付けることにより、県内における必要な医師の確保を図ることを目的とする。

(修学資金等の貸付け)

第2条 知事は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学する者であつて、将来、県内の医療機関等（知事が指定するものに限る。以下「指定医療機関等」という。）において業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸し付けるものとする。

2 知事は、県内において規則で定める診療科（以下「特定診療科」という。）に係る専門研修（臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を修了した医師の専門性を高めるための研修をいう。以下同じ。）を受けている者であつて、将来、県内の医療機関（知事が指定するものに限る。以下「指定専門医療機関」という。）において特定診療科に係る業務に従事しようとする者に対し、研修資金を貸し付けるものとする。ただし、修学資金等の貸付けを受けた者については、この限りでない。

(修学資金等の額及び貸付期間)

第3条 修学資金等の額は、規則で定める。

2 修学資金を貸し付ける期間は、次条第2項の規定による貸付けの契約に定められた月から大学の医学を履修する課程を修了する日の属する月までの間（正規の修学期間を上限とする。）とする。

3 研修資金を貸し付ける期間は、次条第2項の規定による貸付けの契約に定められた月から専門研修を修了する日の属する月までの間（3年を上限とする。）とする。

(貸付けの申込み及び契約)

第4条 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の申込みを受けたときは、必要な事項を審査した後、修学資金等を貸し付ける旨の契約を結ぶことができる。

(連帯保証人)

第5条 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金等の貸付けを受けた者と連帯して修学資金等の返還の債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第6条 知事は、修学資金を貸し付ける旨の契約を締結した者（次項において「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、修学資金を貸し付けることが適当でない認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が同日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、研修資金を貸し付ける旨の契約を締結した者（次項において「研修医」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 特定診療科に係る専門研修を中止したとき。
- (2) 研修資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、研修資金を貸し付けることが適当でないと認められるとき。

4 知事は、研修医が特定診療科に係る専門研修を中断したときは、中断した日の属する月の翌月分から、専門研修を再開した日の属する月の分まで研修資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた研修資金があるときは、その研修資金は、当該研修医が同日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(返還の債務の免除)

第7条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 医師の免許取得後直ちに臨床研修を開始し、これを修了した後、引き続き、9年を限度として貸付期間に応じて規則で定める期間、指定医療機関等において業務に従事したとき。
- (2) 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

2 知事は、研修資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、研修資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 特定診療科に係る専門研修を修了した後、引き続き、5年を限度として貸付期間に応じて規則で定める期間、指定専門医療機関の特定診療科において業務に従事したとき。
- (2) 前項第2号に該当するとき。

3 前2項に規定する場合を除くほか、知事は、修学資金等の貸付けを受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、修学資金等の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金の額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数（次条の規定により返還債務の履行の猶予を受けたときは、当該猶予を受けた期間を除く。次項において同じ。）に応じ、貸付けを受けた修学資金の額につき年10パーセントの割合で計算した額との合計額を、知事の定める日までに一括して返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により修学資金を貸し付ける旨の契約が解除されたとき。
- (2) 正当な理由がなく、大学を卒業後2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 正当な理由がなく、医師の免許取得後直ちに臨床研修を開始しないとき、又は臨床研修を中止したとき。
- (4) 臨床研修修了後、引き続き、規則で定める期間、指定医療機関等において業務に従事しなかったとき。
- (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 研修資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた研修資金の額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、貸付けを受けた研修資金の額につき年10パーセントの割合で計算した額との合計額を、知事の定める日までに一括して返還しなければならない。

- (1) 第6条第3項の規定により研修資金を貸し付ける旨の契約が解除されたとき。
- (2) 専門研修修了後、引き続き、規則で定める期間、指定専門医療機関の特定診療科において業務に従事しなかったとき。
- (3) その他研修資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(返還債務の履行猶予)

第9条 知事は、修学資金等の貸付けを受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により返還すべき額（前条第1項又は第2項に規定する合計額をいう。以下同じ。）を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、当該返還すべき額の返還債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第10条 修学資金等の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく、返還すべき額を返還期日（第8条第1項又は第2項に規定する知事の定める日をいう。）までに返還しなかったときは、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、返還すべき額につき当該返還期日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 第8条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月30日までに改正前の第8条第1項に規定する返還期日が到来した場合における延滞利息の利率については、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例施行規則

平成19年3月30日
規則第42号

改正 平成19年12月25日規則第102号 平成22年3月5日規則第9号
平成31年3月19日規則第10号
香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例施行規則をここに公布する。

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例（平成19年香川県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定診療科)

第1条の2 条例第2条第2項の規則で定める診療科は、内科、外科、小児科、産婦人科、救急科及び総合診療（幅広い領域における、発生頻度が高い疾病、傷害等について、総合的に診断し、必要に応じた継続的な医療を提供することをいう。）を実施する診療科とする。

(修学資金等の額)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める修学資金等の額は、修学資金にあっては月額12万円、研修資金にあっては月額20万円とする。

(貸付けの申込み)

第3条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、医学生修学資金貸付申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に申し込まなければならない。

- (1) 大学の在学証明書
- (2) 大学の学長又は学部長の推薦書（第2号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 研修資金の貸付けを受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、専門医研修資金貸付申込書（第1号様式の2）に次に掲げる書類を添えて、知事に申し込まなければならない。

- (1) 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第2項の医師免許証の写し
- (2) 医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証の写し
- (3) 専門研修を行う医療機関の開設者又は管理者の推薦書（第2号様式の2）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(連帯保証人)

第4条 条例第5条第1項に規定する保証人は、独立した生計を営む成年者2人とする。

2 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、前項の保証人のうち1人はその者の法定代理人でなければならない。

3 修学生、研修医又は修学資金等の貸付けを受けた者は、保証人が死亡したとき、又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を定めて、速やかに、連帯保証人変更申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 知事は、第3条の規定による貸付けの申込みがあったときは、書面による審査及び必要に応じて面接による審査を行い、修学資金等の貸付けの適否を決定し、その旨を当該申込みを行った者に通知するものとする。

(貸付けの方法)

第6条 修学資金等は、原則として3月分を一括してその最初の月に貸し付けるものとする。

(借用証書の提出)

第7条 修学生(修学生が死亡したときは、その保証人)は、条例第3条第2項に規定する貸付期間が満了したとき又は条例第6条第1項の規定により貸付契約が解除されたときは、直ちに、医学生修学資金借用書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 研修医(研修医が死亡したときは、その保証人)は、条例第3条第3項に規定する貸付期間が満了したとき又は条例第6条第3項の規定により貸付契約が解除されたときは、直ちに、専門医研修資金借用書(第4号様式の2)を知事に提出しなければならない。

(返還の債務の免除の申請等)

第8条 条例第7条の規定による修学資金等の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金にあっては医学生修学資金返還債務免除申請書(第5号様式)、研修資金にあっては専門医研修資金返還債務免除申請書(第5号様式の2)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して修学資金等の返還の債務の免除の適否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(返済の債務の免除となる期間)

第9条 条例第7条第1項第1号及び第8条第1項第4号に規定する規則で定める期間は、条例第3条第2項の規定による貸付期間の2分の3に相当する期間(その期間に1年に満たない端数があるときはこれを1年とし、知事が必要と認める休職期間を除く。以下「修学資金義務年限期間」という。)とする。

2 修学資金の貸付けを受けた者が、県内の医療機関において医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」という。)を受けた場合は、前項の規定に関わらず、臨床研修の期間に相当する期間を修学資金義務年限期間から除くことができるものとする。

3 修学資金義務年限期間には、知事が指定する医療機関で行う専門研修(以下「特定専門研修」という。)の期間を含めることができるものとする。

4 条例第7条第2項第1号及び第8条第2項第2号に規定する規則で定める期間は、条例第3条第3項の規定による貸付期間の2分の3に相当する期間(その期間に1年に満たない端数があるときはこれを1年とし、知事が必要と認める休職期間を除く。以下「研修資金義務年限期間」という。)とする。

(返還の債務の履行猶予の申請等)

第10条 条例第9条の規定による修学資金等の返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、修学資金にあっては医学生修学資金返還債務履行猶予申請書(第6号様式)、研修資金にあっては専門医研修資金返還債務履行猶予申請書(第6号様式の2)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して修学資金等の返還の債務の履行猶予の適否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(届出)

第11条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 大学を退学し、休学し、復学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は正規の修学期間内に卒業する見込みがなくなったとき。

(3) 臨床研修若しくは特定専門研修を開始し、中止し、休止し、再開し、若しくは変更したとき、又は臨床研修を2年以内に修了する見込みがなくなったとき。

(4) 修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

(5) 修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。

(6) 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が第4条第1項及び第2項に規定する保証人の要件に該当しなくなったとき。

- (7) 医師の免許を取得したとき。
 - (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院に進学し、又は入学したとき。
 - (9) 修学資金義務年限期間に達する前に、指定医療機関等において業務に従事しなくなったとき。
 - (10) 医師法第7条第1項から第3項までに規定する処分を受けたとき。
- 2 研修医又は研修資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 勤務する医療機関を変更したとき。
 - (3) 専門研修を開始し、中止し、休止し、再開し、又は修了したとき。
 - (4) 専門研修又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - (5) 研修資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
 - (6) 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が第4条第1項に規定する保証人の要件に該当しなくなったとき。
 - (7) 専門医の認定を受けたとき。
 - (8) 専門研修修了後、引き続き、指定専門医療機関において業務を開始したとき。
 - (9) 研修資金義務年限期間に達する前に、指定専門医療機関において業務に従事しなくなったとき。
 - (10) 医師法第7条第1項から第3項までに規定する処分を受けたとき。
- 3 保証人は、修学生、研修医又は修学資金等の貸付けを受けた者が死亡したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、修学資金等に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日規則第102号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成22年3月5日規則第9号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規則第10号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正前の第1号様式及び第3号様式から第6号様式までによる用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

(第1号様式)

医学生修学資金貸付申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者(本人)氏名

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第2条第1項の規定による医学生修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

本人	ふりがな 氏名		大学名	大学 学部 学科 第 学年	
	生年月日 及び年齢	年 月 日生 (満 歳)			
	住所 及び電話番号	電話 ()			
	帰省先の住所 及び電話番号	電話 ()			
貸付金額	月額 円				
貸付期間	年 月から 年 月まで				
連帯保証人	ふりがな 氏名	⑩	年齢 歳	申請者 との関係	
	住所 及び電話番号	電話 ()			
	ふりがな 氏名	⑩	年齢 歳	申請者 との関係	
	住所 及び電話番号	電話 ()			

備考 次の書類を添付すること。

- 1 大学の在学証明書
- 2 大学の学長又は、学部長の推薦書(第2号様式)
- 3 その他知事が必要と認める書類

(第2号様式)

推 薦 書

大学 学部 学科第 学年
氏 名

上記の者は、大学に 年 月に入学し、 年 月に卒業する見込みであって、香川県医学生修学資金の貸付けを受けようとする者として適当と認められますので推薦します。

年 月 日

香川県知事 殿

大学の学長又は学部長

印

(第3号様式)

連 帯 保 証 人 変 更 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

貸付決定番号第 号

申請者 住 所
氏 名
電話番号

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付規則第4条第3項の規定による保証人の変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

旧連帯保証人	ふ り が な 氏 名	
	住 所 及 び 電 話 番 号	電話 ()
新連帯保証人	ふ り が な 氏 名	⑤
	住 所 及 び 電 話 番 号	電話 ()
	年 齢	歳
	申請者との関係	
変 更 の 理 由		

(第4号様式)

医 学 生 修 学 資 金 借 用 書

貸付決定番号第 号

金 _____ 円

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例の規定による医学生修学資金 年
月分から 年 月分までとして、上記の金額を借用しました。

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
修 学 生 氏 名
電話番号

住 所
連 帯 保 証 人 氏 名
電話番号 ㊟

住 所
連 帯 保 証 人 氏 名
電話番号 ㊟

(第5号様式)

医学生修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号
貸付けを受けた者との続柄

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第7条第1項の規定による医学生修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸 付 決 定 番 号		
貸 付 総 額	円	
免 除 申 請 額	円	
免 除 を 申 請 す る 理 由	<input type="checkbox"/> 香川県医学生修学資金貸付条例第7条第1項第1号に該当 <input type="checkbox"/> その他 ()	
香川県医学生修学資金貸付条例第7条第1項第1号に該当する場合には、指定医療機関等の名称及び業務に従事した期間	名 称	期 間
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
医籍登録番号及び登録年月日	第 号	年 月 日登録
退職した場合にあっては、その期間	年 月 日～	年 月 日
死亡した場合にあっては、その原因及び年月日	年 月 日	

- 備考 1 「免除を申請する理由」欄は、該当する□の中に✓印を記入し、「その他」の場合は、具体的な理由を記載すること。
2 知事が必要と認める書類を添付すること。

(第6号様式)

医学生修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号
貸付けを受けた者との続柄

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第9条の規定による医学生修学資金の返還の債務の履行猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸 付 決 定 番 号	
貸 付 総 額	円
猶予を受けようとする額	円
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	年 月 日～ 年 月 日
医籍登録番号及び登録年月日	第 号 年 月 日登録

備考 次の書類を添付すること。

- 1 猶予を受けようとする理由を証明することができる書類
- 2 その他知事が必要と認める書類

医学生修学資金貸付更新書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者（本人）氏 名

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第2条第1項の規定による医学生修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

本 人	ふりがな 氏 名		大学名	大学	
	生年月日 及び年齢	年 月 日生 (満 歳)		学部 第 学年	学科 学年
人	住 所 及び電話番号	電話 ()			
	帰省先の住所 及び電話番号	電話 ()			
貸 付 金 額		月額		円	
貸 付 期 間		年 月から		年 月まで	
連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	Ⓜ	年齢 歳	申 請 者 との関係	
	住 所 及び電話番号	電話 ()			
	ふりがな 氏 名	Ⓜ	年齢 歳	申 請 者 との関係	
	住 所 及び電話番号	電話 ()			

備考 次の書類を添付すること。

- 1 大学の学業成績証明書

(規則第十一条第一項第一号関係)

氏名 (住所) 変更届

年 月 日

香川県知事 殿

借受人 氏名

次のとおり氏名 (住所) を変更したので報告します。

1 新事項

住 所	〒	電話 ()
氏 名		

2 旧事項

住 所	〒	電話 ()
氏 名		

3 変更年月日 年 月 日

備考 次の書類を添付すること。

- 1 住民票

(規則第十一条第一項第二号関係)

退 学 (休 学) 届

年 月 日

香川県知事 殿

借受人 氏 名

次のとおり、報告します。

種 別	退学・休学・復学・停学・その他
発生年月日	
理 由	

(規則第十一条第一項第三号関係)

臨床研修開始等届

年 月 日

香川県知事殿

借受人氏名

次のとおり臨床研修を開始(修了・休止・再開)したので届け出ます。

届出事由	1 臨床研修の開始 2 臨床研修の修了 3 臨床研修の中止 4 臨床研修の休止 5 臨床研修の再開 6 臨床研修の変更 (該当するものを○で囲んでください。)
開始(修了・休止・再開)等、年月日	年 月 日
休止(変更)等理由	
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 病院(診療所)所在地 病院(診療所)名 病院(診療所)長氏名 ㊟	

(規則第十一条第一項第三号関係)

特 定 専 門 研 修 開 始 等 届

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

借受人 氏 名

次のとおり特定専門研修を開始（修了・休止・再開）したので届け出ます。

届 出 事 由	1 特定専門研修の開始 2 特定専門研修の修了 3 特定専門研修の中止 4 特定専門研修の休止 5 特定専門研修の再開 6 特定専門研修の変更 (該当するものを○で囲んでください。)
開始（修了・休止・再開）等、年月日	年 月 日
休止(変更)等理由	
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 病院（診療所）所在地 病院（診療所）名 病院（診療所）長氏名 ㊟	

(規則第十一条第一項第五号関係)

医 学 生 修 学 資 金 貸 付 辞 退 届

年 月 日

香川県知事 殿

借受人 氏 名

次のとおり、修学資金等の貸付を受けることを辞退したいので、届け出ます。

辞退年月日	年 月 日
理 由	
借用済額	年 月分から 年 月分まで 計 金 円
借用書提出予定日	年 月 日

(規則第十一条第一項第七号関係)

医 師 免 許 取 得 届

年 月 日

香川県知事 殿

借受人 氏 名

次のとおり、医師免許を取得したので報告します。

医籍登録番号	
登録年月日	

※ 医師免許証の写しを添付すること。

(規則第十一条第一項第八号関係)

大 学 院 進 学(入 学)届

年 月 日

香川県知事 殿

借受人 氏 名

学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院への進学(入学)を報告します。

進学・入学先	大学	学部	学科
入学年月日		年 月 日	
期間(予定)			年 間

(規則第十一条第二項関係)

死 亡 届

年 月 日

香川県知事 殿

保証人 氏 名

次のとおり、借受人が死亡したので、報告します。

氏 名	大学	学部	学科
死亡年月日	年 月 日		
修学資金等借用済額	年 月分から 年 月分まで	計 金	円

※戸籍（除籍）謄本を添付すること。

香川県医学生修学資金貸付制度の運用指針

1 目的

本指針は、香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例（平成31年香川県条例第6号。以下「条例」という。）に基づき修学資金の貸付けを受けた者（以下「本制度対象医師」という。）の義務年限期間内の勤務先の決定方法等について定め、香川県医学生修学資金貸付制度の円滑な運用及び県内における必要な医師の確保を図ることを目的とする。

2 指針の内容

(1) 専門診療科の選択について

① 本制度対象医師の専門診療科の選択については、地域医療の確保に資するため、継続的に医師の養成が必要または県内で不足感が強い次の6診療科（推奨診療科）を選択する場合は特に制限を設けない。

内科、外科、救急科、産婦人科、小児科、総合医

② 本制度対象医師が、①に掲げる診療科以外の診療科を選択する場合は、原則として、卒業臨床研修1年目修了までに（遅くとも2年目の夏頃までに）、県と協議することとする。

(2) 義務年限期間内の勤務先について

① 条例第2条に規定する「指定医療機関等」とは、別表のとおりとする。

② 本制度対象医師の義務年限期間内における勤務先については、本人の希望を聴取したうえで、県内の医師不足の状況を踏まえ、原則として、①に掲げる医療機関等の中から、知事が調整し決定する。なお、知事は、本制度対象医師が香川大学医学部附属病院の診療科医局に所属している場合は、香川大学医学部附属病院長及び当該医師の所属する診療科長との協議を踏まえて決定する。

③ 知事は、②の決定に当たり、本制度対象医師の義務年限期間において、高松圏域の医療機関（高松市立しおのえ診療所を除く。）以外の県内医療機関等（2群病院群及びその他の病院等）に勤務（研修及び研究を含む。）する期間が2分の1以上となるよう調整する。但し、県内の医療機関で臨床研修（初期）（2年間）を受けた場合、その期間は除く。2群病院群のうち、重点配置病院群に属する病院で2年以上勤務するものとする。

④ 本制度対象医師は、②により決定された勤務先が、自らが当初に希望した勤務先と異なる場合であっても、決定のあった勤務先において勤務することとする。なお、この場合の当該勤務先での従事期間は原則として2年とし、当該勤務先の次の勤務先の決定に当たっては、本人の希望を尊重する。

⑤ 事務局は、香川県地域医療対策協議会に対し、本制度対象医師の義務年限期間内の勤務先の調整及び決定について、必要に応じて協議し、決定結果について報告することとする。

(3) 香川大学大学院への入学について

本制度対象医師が義務年限期間内に香川大学大学院（医学系研究科博士課程（社会人特別選抜枠））に入学することについては、差し支えない。

(4) 事務局について

香川県医学生修学資金貸付制度の運用を行う事務局を医療政策課内に置く。

附 則

この指針は、平成22年1月27日から施行する。この指針は、平成23年1月17日から施行する。

この指針は、平成24年7月26日から施行する。この指針は、平成25年1月30日から施行する。

この指針は、平成25年5月28日から施行する。この指針は、平成27年3月31日から施行する。

この指針は、平成28年4月1日から施行する。この指針は、平成31年4月1日から施行する。

この指針は、令和4年5月1日から施行する。この指針は、令和7年4月1日から施行する。

この指針は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

指定医療機関等一覧

病院群	病院名	大学病院・ 3次救急病院	医師不足 地域(*)	病床数 100床 未満
1 群 病 院 群 (高松圏域)	1 香川大学医学部附属病院	○		
	2 香川県立中央病院	○		
	3 高松赤十字病院			
	4 高松市立みんなの病院			
	5 屋島総合病院			
	6 りつりん病院			
	7 高松医療センター			
	8 香川県済生会病院			
	9 かがわ総合リハビリテーション病院			
	10 KKR高松病院			
2 群 病 院 群 (中讃圏域) 重点 配 置 病 院 群	11 四国こどもとおとなの医療センター	○		
	12 三豊総合病院(※2)	○	三豊	
	13 香川労災病院			
	14 坂出市立病院			
	15 滝宮総合病院			
	16 香川県立丸亀病院			
	17 総合病院回生病院			
	18 小豆島中央病院		小豆	
	19 さぬき市民病院		大川	
	20 香川県立白鳥病院		大川	
	21 三豊市立みとよ市民病院		三豊	
	22 三豊市立西香川病院		三豊	
	23 高松市立しおのえ診療所(※1)		(高松)	○
	24 陶病院		(中讃)	○
その他	※ 県庁(本庁又は保健所)			

(*) 人口10万人当たりの医師数が全国平均を下回る地域

うぶん県

■香川県医学生修学資金貸付制度についてのお問合せ先■

香川県健康福祉部医療政策課医療人材グループ

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

電話 087-832-3321

FAX 087-806-0248

E-mail imu@pref.kagawa.lg.jp

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/iryoujinzai/kfvn2-4-1.html>

